

「社会を明るくする運動」

毎年7月1日から7月31日までは、“社会を明るくする運動” 強調月間です。みなさんは、この運動をご存知ですか。

“社会を明るくする運動” は、法務省が進める全国的な運動で、私たちみんなが犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて考え、それぞれの立場で力をあわせて、安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的としています。

犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化したり、罪を罰するのはもちろん必要なことです。それと同時に、罪を償い立ち直ろうとしている人を社会がきちんと受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。

国が発行している犯罪白書によると、罪を犯した人の数は減少傾向にあります。令和3年の再犯者率は48.6%となっています。つまり、罪を犯し、検挙された人のうち、おおよそ2人に1人が再犯者ということになります。

罪を犯した人も、反省と償いを経ていずれ社会に帰ってきます。彼らを再び犯罪者に戻さず、立ち直ってもらうにはどうすればよいのでしょうか。

仕事に就けない、住むところがない、周囲が受け入れてくれない等の、いわゆる「居場所」がないという理由で再犯を繰り返す「負のサイクル」があることも事実です。社会の一員として立ち直るためには、本人の努力と強い意志が大切なことはもちろんですが、周囲の理解と協力が不可欠なのです。

自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人たちを「おかえり」と受け入れ、決してあやまちに戻さない。そのような支え合える社会こそが、私たちが暮らす地域全体の「安全・安心」という明るい未来につながります。

“社会を明るくする運動” は、一部の人たちだけで行なうものではありません。すべての人たちがそれぞれの立場で、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくすために「自分に何ができるか」を考え、できることから始めることが大切です。このラジオ放送を聞いたことをきっかけにして、みなさんも“社会を明るくする運動” を始めてみませんか。

丹波市では、丹波保護区保護司会、丹波地区更生保護女性会、丹波市の3者で、市長を委員長とする「“社会を明るくする運動” 丹波市地区推進委員会」を組織し、7月の強調月間を中心に様々な啓発活動を実施しています。

今年令和5年7月3日に「街頭一斉行動日」として、丹波ゆめタウン、コモレ丹波の森、ザ・ビックエクストラ氷上店の三カ所で啓発活動を行います。また、小・中学生を対象とした作文コンテストや、高校生を対象としたエッセイコンテスト、保護観察になった少年の事例を通じて、非行に至った要因やそれに対する援助などを研究する「公開ケース研究会」など幅広く行います。

この強調月間を機会に“社会を明るくする運動” が目指す、立ち直り支援の輪に、ぜひ参加してみてください。

